

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル
中東編



2009年3月

永続的又は一時的のいずれの場合においても、著作物を電子的にローディングし、保存することを含む、著作物、音声記録、放送用資料又は任意の種類又は手段による実演の一つ以上の複製品を作成することをいう。

- b) 実演家の権利 - 実演芸術家は、以下の排他的権利を享有する。(1) 固定されていない実演を放送し、公衆に伝達する権利。(2) 自らの実演を音声記録に固定する権利。(3) 音声記録に固定されている自らの実演を複製する権利。
- c) 他の者は、著作権者の同意を得ない限り、直接的であれ、間接的であれ、商業的報酬を得る意図で実演を装置に記録すること又はその装置を貸与すること、又は、これを任意の形式で上演することが許されない。これらの基準は、別段の合意が存在しない限り、実演芸術家が、自らの実演を音声又はビデオ媒体に固定した場合にのみ適用される。
- d) レコード製作者の権利 - レコード製作者は、以下の排他的な財産的権利を享有する。(1) 自らの録音作品の権限のない任意の利用を禁止する権利。他の者による禁止される利用には、コンピューターその他の手段を通じた実演の複製、貸与、放送、再放送又は上演が含まれる。(2) 自らの録音作品をコンピューターその他の手段を通じ、有線又は無線の方法により公表する権利。
- e) 放送機関の権利 - 放送機関は、次の排他的な財産的権利を享有する。(1) その記録及び資料の利用を許諾する権利。(2) その番組又は記録の公衆への権限のない一切の放送を禁止する権利。
- f) 他の者が、いかなる手段によるものであれ、これらの番組を記録又は複製すること、又は、放送機関の資料を複製、貸与又は再放送すること、又は、これらを公衆に伝達することは禁じられている。

デジタル技術に関連する著作権及び関連権に対する侵害は、3カ月以上の拘禁刑及び5万ディルハム（およそ1万3,700米ドル）以上、50万ディルハム（およそ13万7,000米ドル）以下の罰金、またそのいずれかに処される。再犯者には、9カ月以上の拘禁刑及び20万ディルハム（およそ5万4,800米ドル）以上の罰金が科される。

第5節 その他の権利

1. 地理的表示の保護

UAEは、WTO加盟国であり、従って、地理的表示に関する側面を体系化しているTRIPS協定の規定を順守することを約束している。しかしながら、UAEは、まだ、特に地理的表示を保護するための法律を制定していない。地理的表示に対する保護は、商標に関する1992年

連邦法第 37 号 (UAE 商標法) を通じた間接的に確保されている。従って、UAE 法において地理的表示に向けられている関心は、大きなものではなく、商標に対する補助的な位置づけにすぎないことは明らかである。

従って、UAE 商標法の第 3 条 6 項及び第 3 条 9 項の規定は、製品又は役務の真の原産地について公衆に誤認させることを目的とする、もしくは、製品又は役務の原産地又は出所に關する虚偽の表示を含む、地理的表示を登録 (保護) 対象から除外している。

さらに、UAE 商標法には、地理的表示そのものに関する定義が一切存在しない。しかしながら、商品又は役務の生産、選別又は市販に関連して、商品又は役務を識別するために使われていれば、地理的表示を含むあらゆる種類の名称が商標であるとみなされる。商品又は役務の原産地について公衆に混同を生ずる地理的表示を保護の対象から明確に除外していることは、TRIPS 協定でいうところの地理的表示が、商標法によってカバーされている証左である。

また、UAE 商標法が、ワインやアルコール類に追加的な保護を一切与えていない点がある。UAE では、同法の第 3 条 2 項 (公序良俗) により、ワイン及びアルコール類に関連する地理的表示を、商標としてさえ、登録することができない。

2. 植物品種育成者権の保護

2002 年特許・意匠法第 17 号の第 6 条 1 項 a 号によれば、植物については、特許も実用新案証も発行されない。同様に、GCC 特許法も、植物品種を特許の主題から除外している。

UAE が、現在、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV) の締約国ではない点にも注意する必要がある。

3. 商号の保護

商号の保護との関係では、UAE の 1993 年商取引法第 18 号の以下の規定が関連するものである。

第 57 条 (訳文) : 「(前略) [商号] は、これを新奇な名称から構成することができる。商号は、いかなる場合も、真実に依拠しなければならず、さもなければ、誤認を生ずるか、公序良俗を害するものとなる」。

第 68 条 (訳文) : 「(1) 商号の所有者以外の者が、これを使用することを許可する一切の合意なく、これを使用するか、所有者が、これを法律に違反する方法で使用する場合、関係当事者は、その使用を禁止する命令、そして、これが商業登記簿に記載されている場合には、その抹消を特別法廷に申し立てることができる。関係当事者は、該当する場合には、さらに、損害賠償を請求することができる。(2) 前項の規定に対する一切の違反は、拘禁刑及び 1 万ディルハム以上の罰金又はこれらの刑罰のいずれかに処される」。

UAE 商標法は、商標の不法な使用にもとづいた役務の提供に対する罰則を定めている。また、同法は、商号が登録されている各首長国の関係当局に登録商標の所有者の名称を通知

するよう経済省に義務づけている。とはいえ、国内企業が、自社の商号に周知商標を合体させていた例もある。UAE は、中東地域において最も急速に成長している国の一つに数えられるため、この決定が、先例となり、この地域で事業を展開する権利者にとって明るい材料になることが望まれる。

ここで、最近の事例として、周知商標及び周知商号と同一の商号を商標登録簿から抹消するよう命じたドバイ第一審裁判所に判決（商事訴訟第 319-2007 号、2007 年 7 月 17 日）に触れておきたい。

この事件の事実関係によれば、周知の国際商業銀行である原告が、同銀行の登録商号及び商標を商号として使用していることを理由に、不動産会社である被告に対する訴訟を提起した。この銀行の名称は、UAE において、なかんずく、不動産に関係する役務の登録商標であった。被告は原告が商標を登録する以前の 2004 年に自社の商号をドバイ商業会議所に登録していた。しかしながら、原告は、1975 年にさかのぼり、UAE において、自社の商号の登録が先行していることを立証することができた。被告の主張は、両当事者の名称及び両当事者の活動には、相当な違いがあり、従って、消費者に混同が生じないというものであった。

ドバイ第一審裁判所は、原告に有利な判決を下した。裁判所は、原告による商号及び商標の登録そして又は使用に先行して商号を使っていた事実を被告が証明していないと判示した。裁判所は、使用が決定的要因である以上、標章及び商号が原告に帰属すると判示した。さらに、裁判所は、判決の中で、「周知標章」の概念について、詳しく論じた。

この不動産会社は、この判決に対して、現在、控訴中である。（UAE 法の下では、終局的判決が下されるまで、紛争中の当事者の名称を開示することができない）。

この判決は、UAE 裁判所が、商標法の原則を商号にも及ぼそうと努めている証拠である。UAE 商標法は、商標の不法な使用による役務の提供に対する罰則を定めている。また、同法では、商号を登録する各首長国の関係当局に、登録商標の所有者の名称を通知するよう商務省に義務づけている。とはいえ、国内企業が、自社の商号に周知商標を合体させていた例もある。

4. ドメインネーム

ICANN 委員会は、2008 年 1 月 23 日に、最上位レベルの国別コードドメイン（ccTLD）である「.ae」の管理権限を UAE の電気通信規制当局（TRA）に移管することを決議した。

「.ae」ドメインの管理権限は、最初、最も歴史が長く、最大手のインターネットサービスプロバイダー（ISP）であり、米国を本拠とする UUNET と呼ばれる企業に委譲されていた。ドメイン管理を国内で行う必要性が認識され、UAE 大学が、このドメインを短期間管理した後、これを 1995 年に Etisalat に移管した。それ以降、Etisalat は、その一部門である UAE Network Information Center（UAEnic）を通じて「.ae」ドメインの管理を担当してきた。

ICANN の下で、DNS（Domain Name System）ルートゾーンの管理に伴う管理業務を担当し

ている Internet Assigned Numbers Authority (IANA) は、当初、2006 年に、「.ae」ドメインの管理権限を UAE の TRA に移管する申請を行った場合の可能性について、非公式な打診を受けた。2007 年 2 月、IANA は、再度の打診を受けた。意見の交換が行われた後、TRA は、2007 年 7 月 31 日に、IANA の所定の手続きに従い、「.ae」ccTLD の管理権限を TRA に移管するよう求める内容の正式申請（これは、ccTLD 変更定型書式と呼ばれる）を行った。

申請を受け、IANA は、IANA の該当する規則にもとづき、正式申請の評価を行い、ICANN 委員会に勧告を行った。勧告内容は、次のようにまとめることができる。(1) IANA が、TLD の運用に関する決定を行うにあたって、国内のインターネットコミュニティの能力並びに国内の法律及び現地政府を尊重する必要があること。(2) 調査した結果、該当する基準にもとづき、ドメインネームの管理権限を移管すべき理由が存在すると、IANA が判断したこと。(3) 従って、IANA が、TRA の要請に従い、「.ae」ドメインを TRA に移管するべきであるとの結論に達したこと。

TRA は、「.ae」ドメインネーム管理のための特別部門を設けるため、2007 年に、.ae Domain Administration (.aeDA) を新設し、これに「.ae」ドメインネームの規制機関兼登録機関としての責任が与えられた。

また、.aeDA は、「.ae」ccTLD の運用に関するあらゆる政策の策定及びエンフォースメント、そして登録システムの運用の監督を担当する。.aeDA に関する詳細な情報は、www.aeda.ae において入手できる。

「.ae」ドメインネームについて、「.ae に関するドメインネーム紛争処理ポリシー」(.aeDRP) は、一つ以上の「.ae」ドメインをめぐって、以下に該当する紛争が生じた場合、WIPO の仲裁調停センターに強制的管理手続きを申請すべきであると定めている。

- (i) ある者のドメインネームが、申し立て人が権利を有する商標又はサービスマークと同一又は混同生ずる程度に類似であり、
- (ii) その者が、当該ドメインネームにつき、権利又は正当な利益を有せず、
- (iii) その者のドメインネームが、悪意により登録されているか、使用されている場合。

ドメインネーム紛争処理のための公的な申請手数料は、紛争に係るドメインの数及び申請する仲裁人の数に依る。[Schedule of Fees under the UDRP (2002 年 12 月 1 日現在有効) (<http://www.wipo.int/amc/en/domains/fees/index.html>) を参照。]

第6節 無方式の権利

1. 非開示の情報/営業秘密の保護

UAE の 2002 年連邦特許・意匠法第 17 号（以下、「特許・意匠法第 17/2002 号」）は、「ノウハウ」という語を使い、非開示の情報も保護している。同法の第 1 条は、ノウハウという語を「該当する分野、技術分野又は専門分野における専門的知識が獲得された結果としての情報、データ又は知識」とであると定義する。

さらに、特許・意匠法第 17/2002 号の第 39 条は、ノウハウが、公表され、もしくは、公衆に提供されない限り、第三者による一切の不法な使用、開示又は伝達から保護されると述べる。同条は、ノウハウの所有者が、保護を享有するためには、その構成要素の秘密を保全するために必要な措置を講じなければならないと明確に述べる。

すなわち、特許・意匠法第 17/2002 号の第 40 条によれば、独自の手段により又は法的手段を通じ、ノウハウを取得した者は、別な者が、同じノウハウを取得している場合であっても、当該ノウハウを自ら使用し、もしくは、これを他の者に開示する権利を有する。

また、特許・意匠法第 17/2002 号の第 41 条によれば、ノウハウ契約は、書面で作成しなければならないが、これに、様々な構成要素、これを使用する目的、移転するための条件を記載しなければならないが、さもなければ、その契約は、無効である。

特許・意匠法第 17/2002 号の第 42 条は、所有者の同意を得ることなく、ノウハウの任意の要素を使用、開示又は伝達する第三者が、ノウハウの秘密の性質について認識していたか、又は、当該性質について無視し得なかった場合、その一切の行為が、不法行為であるとみなされる旨を述べ、第三者によるこれらの行為が許されないよう確保するための規定を設けている。

以上の規定に加え、UAE 刑法の第 379 条も、信託された秘密の開示を禁じており、UAE 国内に存在し、機密情報を信託された者が、（法律により許される以外の場合において）その権利者の同意なく、自己の利益のために（もしくは、別な者の利益のために）当該情報を開示／使用した場合には、法律上の義務が生じ、刑事罰を受けるおそれがあると述べる。当該行為に対する刑事罰は、1 年以上の拘禁刑そして又は 2 万ディルハム以上の罰金である。

2. 雇用関係における営業秘密

雇用者の、被用者との関係は、必然的に、労働法又はフリーゾーン規則の該当する規定により規律される。1980 年連邦法第 8 号（「労働法」）が存在し、UAE のすべての被用者に

適用される。さらに、被用者が、主にフリーゾーン区域内で雇用されている場合、これ以外にも当該フリーゾーンの規則が適用される場合がある。

労働法の下で、被用者は、雇用者の秘密情報を第三者に一切開示してはならない。これを開示する行為は、即時解雇の理由となる契約違反であり、この場合、事前通告なしに被用者を解雇することができる。

3. パッシングオフ（詐称通用）に対する権利

UAE は、大陸法系の国家である。従って、UAE 法の伝統には、パッシングオフに関する法律が存在しない。

4. 不正競争

UAE の法 1993 年 18 号の商取引法では多数の商取引上の法上の争点について規定している。それは、流通および代理店契約、商品の輸送および保管の条件、交渉可能な契約書などである。また、権利条項の保持、責任条項の制限・除外、破産・清算、そして国際貿易条件の定義などが規定されている。

また、商標法に加えて商取引法第 66 条を、商標権の保有者は権利侵害者に対して民事訴訟により損害賠償の請求ができるということという際に権利侵害者に対する法的な通告 (Legal Notice) に入れることが通常、勧められる。

第 7 節 技術移転

1. 政府の政策

UAE は、ペルシャ湾の入り口付近、アラビア半島南東部の縁に沿って、ほぼポルトガルに相当する面積を占める。UAE は、オマーン及びサウジアラビアと国境を接し、次に近い隣国であるイランとペルシャ湾をはさんで隣接する。

近年における同国の急速な近代化は、1970 年初頭からの、同国の膨大な埋蔵石油及びガスの商業的開発によるものである。石油及びガスは、引き続き、同国の輸出収入の大きな割合を占め（、石油の大半及び天然ガスのほぼすべてが日本に輸出されてい）るものの、同国経済の基盤となっているのは、引き続き、国際貿易のハブとしての同国の地理的位置である。国際貿易及び流通センターとしての UAE の役割は、現在、いくつかの大規模インフラ開発、なかんずく、自由港と及びフリーゾーンの開発により、さらに強化されている。

同国の戦略的位置を考慮すると、UAE に、十分に整備され、その多くが、拡大する貿易ニーズに対応するために拡張された多様な自由港が存在することも意外なことではない。こ

付属資料 1.1- (アラブ首長国連邦)

特許及び意匠およびモデルにおける所有権を規定し保護する連邦法(仮訳)

2002 年第 17 号

UAE 大統領である、私、ザード・ビン・スルターン・アールナフヤーンは、
憲法、
改正に基づく省庁の権限及び大臣の権限に関する 1972 年制定の連邦法第 1 号
商工会議所連盟を設立する 1976 年制定の連邦法第 5 号
産業を規定する 1979 年制定の連邦法第 1 号
商業取引における詐欺及び欺瞞の禁止に関する 1979 年制定の連邦法第 4 号
改正に基づく営利企業に関する 1984 年制定の連邦法第 8 号
改正に基づく民事取引法を公布する 1985 年制定の連邦法第 5 号
民事訴訟法を公布する 1992 年制定の連邦法第 11 号
特許及び意匠および工業モデルにおける所有権を規定し保護する 1992 年制定の連邦法第 44 号
商慣習法を公布する 1993 年制定の連邦法第 18 号
UAE の世界的所有権機関 (WIPO) への加盟を採択する 1975 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の産業財産権の保護のためのパリ条約への加盟を承認する 1996 年制定の連邦法令第 20 号
UAE の世界貿易機関 (WTO) への加盟を承認する 1997 年制定の連邦法令第 21 号
UAE の特許協力条約 (PCT) への加盟を承認する 1998 年制定の連邦法令第 84 号
を精読し、経済相の提案に基づき、内閣の承認を受け、連邦最高評議会の批准を受けて
以下の法律を公布する。

第 1 章

定義及び総則

第 1 条

本法において使用され、かつ本法に別段の定めがない限りは、次の用語及び表現は、以下を意味する。

UAE : アラブ首長国連邦

省 : 経済産業省

大臣 : 経済産業相

局 : 省に帰属する産業財産権部及びその全国の部局

委員会：大臣の決定により任命される苦情委員会

保護証書：局が工業発明、意匠又はモデルに対して、特許、実用証又は意匠もしくはモデルの登録証の形式で保護を与えたことを証明する文書

発明：発明者によって創造された概念であって、技術に関連する特別な問題に対する実用的な新しい解決策を提供するもの

特許：UAEにおいて局が発明に対して与える保護

実用証／実用新案保護：局が UAE において特許を取得できるほど発明的又は創造的ではない発明に与える保護

登録証：局が UAE において意匠又はモデルに対して付与する保護

ノウハウ：職業経験により収集し実用的で有用な技術情報又は知識

意匠：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす線又は色彩の任意の構成又はこれらの特徴の任意の組合せ

モデル：特別な外観を示し、工業製品又は手工芸品のための模様としての機能を果たす任意の独創的な立体的形状

公報：本法及び施行規則の定める全事項について公布するための局の定期公報

国際特許出願：特許協力条約に基づく特許を取得するために局に提出される出願

特許出願の国際出願：特許協力条約に定められた条件及び方式に従って、当該条約の締約国において保護を得るために、当該締約国の特許庁に提出される特許出願

受理官庁：特許協力条約に従って国際特許出願が提出され、かつそこから別の官庁に転送する現地の官庁

選択官庁：国際出願を提出する者が、特許協力条約の要件の充足を確保するために、当該出願の審査を受けるべく選択した官庁

指定官庁：国際出願を提出する者が、本法に基づき特許を付与する関係官庁として指定した現地の官庁

第2条

本法の規定は、UAE が当事国となっており、当事国の国民の権利及び類似の地位を享受する者の権利に関連する国際協定および条約に準拠する。

UAE に対して相互主義の待遇を与える国を母国とし、前項の規定が適用されない外国籍の者は、本法の与える国民の権利を享受する。

第3条

UAE の展示場において展示される発明及び意匠および工業モデルに対しては、本法の施行規則により定める条件及び形式に従って、かつ UAE が当事国である国際協定及び条約に従って、又は、相互主義の待遇に基づき、仮保護を与える。

第2章

発明

第1節：特許及び実用証

第4条

特許は、革新的（innovative）アイデアから生じる、又は、いかなる分野のものであれ既に特許を受けた発明に対する改良に該当する新規の発明に対して交付される。発明又は改良は、それが新規の工業製品、新規の工業技術もしくは方法又は周知の工業技術もしくは方法の新たな適用方法の開発であるかにかかわらず、科学的な根拠があり、かつ、産業において有用なものでなければならない。

発明は、農業、漁業、手工業及びサービス業を含む最も広い意味における産業のあらゆる部門において応用及び使用できる場合に、産業において実用性があると見なされる。

出願は、一の発明のみ又は単一の一般的発明概念を成すように関連のある複数の発明を対象としなければならない。

特許の交付後の再審理において、前項に定める単一性の要件が充足されていないと判断される場合、これが特許取消しの理由と見なされることはない。

第5条

実用証は、産業において実用性があるが、特許を取得できるほど進歩的又は創造的ではない新規の発明に対して与えられる。

実用証は、発明者又はその法定代理人の請求に応じて第4条で予定されている種類の発明に対して与えられる。

第6条

1. 特許又は実用証は、次のものに対しては与えられない。
 - a) 研究、植物及び動物の種及びそれらを生産するための本質的に生物学的な方法、ただし、微生物学的方法又はその生成物は除く。
 - b) 診断、治療及び手術による人及び動物の処置方法
 - c) 科学原則、発明、発見及び数学的方法
 - d) 精神的な行為、ゲーム又は事業を遂行するためのスキーム、計画、規則及び方法
 - e) 公序良俗を保障するためにその公表又は商業的利用が禁止されなければならない発明
2. 局は、特許出願に記載された発明が国防に関連すると納得する場合、本法の施行規則に定める手続に従う。

第7条

1. 本法第9条に従って、特許に対する権利は、発明者又はその権利承継人に帰属する。
一の発明をなすために2以上の者が協力する場合、特許は共同でそれらの者又はその権利承継人に対して与えられる。発明を完成させるために発明の設計過程において役割を果たさずに補助のみを提供する者は、発明者又は発案者とは見なされない。
2. 本法第8条及び第9条に従って、他の者に先行して特許出願もしくは実用新案保護の出願を提出する者、又は、同じ発明について他の者に先行して優先権の請求を行う者は、出願が保護適格性の基準を満たすことを条件として、それぞれ特許又は実用新案の保護を享受する権利を有する。
3. 利害関係者は、本法及び施行規則に基づき、出願の認可又は拒絶の決定に対して不服申立又は審判請求を行うことができる。

第8条

発明の本質的要素が他の者の発明から取得されたものであり、その取得又は特許出願の提出について当該他の者の承諾が得られていない場合、この侵害の結果として損害を被った者は、侵害者に対して出願、特許又は実用証が与えられている場合には、それを自身に譲渡するよう請求することができる。

第9条

1. 雇用契約又は特定業務を遂行するための契約の遂行において成された発明について特許を出願する権利は、契約に別段の定めがない限りは、使用者又は当該業務の委託者に帰属する。
2. 発明の経済的価値が当該契約の締結時に当該契約当事者により予見されていなかった場合、発明者は、追加的報酬を受ける権利を有し、また一定の金額について当事者間で合意されていない場合は、裁判所が決定するものとする。
3. 発明活動に従事することを定めない雇用契約を結ぶ被用者が、その使用者の活動分野に関連する発明を生産し、当該発明が使用者により被用者の利用に供された専門知識、文献、道具又は原料を使用して成立する場合、使用者が書面により特許の所有について関心がある旨を表明していない限りは、被用者は、使用者に対して当該発明に関して本条第4項に定める通知を送達した日から起算して、又は、別の手段により当該発明について使用者が知った日から効力を発して4ヶ月後に、特許に対する権利を有する。
4. 発明を行った被用者は、直ちに発明について書面により使用者に通知する。
5. 使用者が、本条第3項に定める期間内に当該発明の所有に関心があることを表明する場合、使用者は、発明が行われた日に特許に対する権利を有する。発明を行った被用者は、公正な報酬に対する権利を有し、この報酬は当該発明の重要性及び経済的価値、

並びに当該発明により使用者にもたらされるすべての利益を勘案したものとする。両当事者が報酬額について合意に達しない場合、報酬額は、裁判所が決定する。

6. 本条に基づき被用者に対して与えられる保護を損ねる合意は、無効と見なされる。

第10条

発明者が、書面により自らの氏名の記載を望まない旨の通知を行わない限りは、発明者の氏名を特許証又は実用証に記載する。

特許出願及び提出書類又は実用新案の保護のための出願は、本法の施行規則に基づき提出する。

第11条

1. UAE が加盟する協定又は条約の締約国である国において先に行った出願に基づき、当該出願について優先権を主張することができる。先の出願が登録された日付及び番号、並びに当該出願が提出された法域は、本法の施行規則に含まれる指針に従って、出願書に記載するものとする。
2. 優先権の主張期間は、最初の出願日から起算して12ヶ月とする。

第12条

局は、本法及び施行規則に基づき、特許又は実用新案保護の出願を審査し、特許又は実用新案の保護を与えるために要件を充足するよう請求することができる。

局は、出願の拒絶についての決定を出願人に通知し、出願人は、委員会に当該決定に対して審判請求するための期間として60日間を与えられる。

第13条

特許及び実用証は、大臣の決定により与えられ、公報において公開される。利害関係者は、公開日から起算して60日以内に、委員会に対し異議申立書を提出することができる。

前項に定める期限内に異議が申立てられない場合、特許又は実用証は、登記簿に登録され、当該者に対し特許又は実用証が交付される。特許又は実用証は、登録日、交付日、及び登録料もしくは更新料が納付済みであることの記載、及びその他本法の施行規則の求める詳細を含まなければならない。

第14条

特許の存続期間は、出願が提出された日から起算して20年間とし、実用新案保護の存続期間は、出願が提出された日から起算して10年間とする。

特許及び実用証に対しては、特許又は実用新案保護の出願を行った日の翌年から毎年年初頭に特許料を納付する。特許又は実用新案の所有者が当該年の最初の3ヶ月内に特許料を

納付しない場合、当該料金及び本法の施行規則に定める追加料金を納付するための猶予期間としてさらに3ヶ月与えられる。

いずれの場合も、特許又は実用新案保護の存続期間の全部又は一部について特許料を前払いすることができる。

特許又は実用新案の所有者が、前記の当初の納付期限日から6ヶ月が経過するまでに特許料を納付しない場合、特許又は実用証は失効すると見なされる。

本条に基づく特許又は実用新案出願は、特許又は実用証に適用されるものと同じ規則に従うものとする。

第15条

1. 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

a) 発明を使用する権利。特許の対象が物である場合には、当該物を使用し、生産し、販売を申出、販売し又は輸入する目的で行う行為。特許の対象が工業的方法又は特定の生産方法である場合、特許権者は、当該方法又は手法から直接的に得られた物について、当該方法又は手法を使用する権利に加えて、前記と同じ権利を享受する。

特許の対象が物である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで生産し、使用し、販売の申出を行い、販売し又は輸入することを禁止する権利を有する。

特許の対象が工業的方法である場合、特許権者は、第三者が自らの承諾を得ないで実際に当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物を使用し、かつ当該物の販売を申出、これを販売し、又はこれらを目的として輸入することを禁止する権利を有する。

b) 特許又は実用証が周知の工業技術もしくは方法の応用方法又は新規の方法について付与される場合、当該方法を使用し、当該方法から直接的に得られた物について、(a)項に定めるいずれかの行為を実行すること。

2. 本条第1項に定める特許又は実用証に基づく権利は、工業的又は商業的目的で行われた行為に限定して適用され、かつ保護の対象となっている販売後の物に関連する行為には拡大して適用されない。

第16条

1. 特許又は実用証により与えられる保護の範囲は、保護出願書に定義される。

2. 建築図及び図面は、出願の内容を説明するために使用する。

第17条

出願日前に、又は、適切である場合には、対応する特許の出願の優先日前に、UAEにおいて、発明を構成する物をすでに生産もしくはかかる方法を使用していたこと、又はかかる

生産もしくは使用のために積極的な手段を講じていたことを善意により証明できる者は、特許又は実用証の付与の有無にかかわらず、かかる行為及びかかる行為から獲得された物について、本法第 15 条に定められたその他の行為を行う権利を有する。ただし、この権利は、当該生産もしくは使用を行っていた施設（establishment）と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 18 条

特許、実用新案及び係属中の特許及び実用新案の出願は、第三者に譲渡することができる。

特許もしくは実用新案又は出願されている特許もしくは実用新案の譲渡は、文書により、契約当事者各々が局の担当官の面前で署名するか、又はその署名を UAE の公証人の立会い下で、認証を受けた上で行うものとする。

特許又は実用新案の譲渡は、本法の施行規則に定める手数料が納付された時に、指定された登記簿に登録される。

第 19 条

特許により与えられた権利は、次の行為に対しては行使できない。

1. 科学研究を目的として行われる行為
2. 交通手段の本体又は交通手段の機器、設備、歯車その他の付属品への特許の対象を成す装置の使用であって、当該交通手段が一時的に又は偶発的に UAE の領域に入国する場合。ただし、かかる装置が交通手段の必要のためにのみ使用されることを条件とする。

第 20 条

当事者間で反対の趣旨の規定がない場合、特許又は実用新案の共同権利者は、個別に、特許を受けた発明又は実用新案における自己の持分を第三者に譲渡し、当該持分を使用し、本法第 15 条により与えられた権利を行使することができるが、第三者への実施許諾の付与は、すべての共同権利者の同意がある場合にのみ可能である。

第 21 条

特許又は実用新案は、事業とは別に又は事業とともに、債務支払いのための担保とすることができる。担保は、各場合に応じて、特許登記簿又は実用新案登記簿に登録し、公報に公開する。

第 22 条

特許もしくは実用新案の譲渡又は担保は、各場合に応じて、譲渡又は担保が、特許登記

簿もしくは実用新案登録簿に登録され、かつ公報に公表されて初めて第三者に対して拘束力を有するものとなる。

第 23 条

債権者は、各場合に応じて、動産又は債権の差押え手続に従って、債務者の所有する特許証又は実用新案証を差し押さえることができる。

債権者は、局に対して、特別登録簿を更新するために、差押え及び最終競売結果を通知しなければならない。差押え命令及び最終競売結果は、公報に公開されるものとする。必要な手数料は、本法の施行規則に従って納付する。差押え又は最終競売結果は、公開の日から第三者について拘束力を有することになる。

第 2 節：強制実施許諾及び特許の取下げ

第 24 条

1. 特許もしくは実用新案の対象となる発明が実施されなかった場合、又は、十分に実施されなかった場合、利害関係を有する第三者は、本法第 30 条に基づき、次の条件において強制実施許諾を申請することができる。
 - a) 特許又は実用新案証が発行されてから少なくとも 3 年が経過している。
 - b) 提案を行った使用者は、合理的な価格かつ合理的な商業条件により、特許権者から実施許諾を取得するための努力を行ったこと、及びかかる努力が合理的な期間内に成功に至らなかったことを証明しなければならない。本法の施行規則は、これに関連して従うべき手続を定める。
 - c) 当該強制実施許諾は無制限なものであってはならず、また強制実施許諾の条件がライセンサーとライセンシー間の義務及び制約を含み得ること。
 - d) 当該強制実施許諾は、国内市場への供給のために供与されるものとし、提案を行った使用者は、当該発明が出願の原因となった欠陥を克服するか、又は、必要を満たすために十分に実施されることを保証するために、本法の施行規則に基づき担保の提供が義務づけられる。
 - e) 強制実施許諾の裁定にあたっては、特に実施許諾が供与される機関及び目的について特定して実施許諾の範囲を定めるものとする。
 - f) 特許権者には、公正な報酬が支払われる。
 - g) ライセンシーは、特許を実施する排他的権利を有する。実施許諾は、権限ある裁判所から移転の承認を得ることを条件として、特許を実施するライセンシーの事業又は事業の一部の所有権の移転によってのみ第三者に譲渡することができる。移転は、本法第 28 条及び第 32 条に従って行う。

- h) 半導体技術に関わる特許について強制実施許諾を供与する場合、実施許諾は、公的な非商業的実施のため、又は、司法もしくは行政手続の結果、反競争的であると判断された救済措置の実施のためにのみ供与することができる。
- 2. 強制実施許諾は、特許又は実用新案の権利者が輸入以外の法的理由に基づき、自己の立場について正当な理由を示すことができる場合に限り、供与されない。

第 25 条

- 1. 強制実施許諾は、ライセンシーに対して、当該の物を輸入する権利を除いて、実施許諾の条件に従って、本法第 15 条に定める活動の一部又は全部を行う権限を与える。
- 2. ライセンシーは、不法行為が通知されたか、又は、それについて知っていたにもかかわらず、いずれかの側の行為がなされない場合に、発明及びその実施を保護するために、特許又は実用新案の権利者の利用可能な民事的及び刑事的救済措置を追求する権利を有する。

第 26 条

強制実施許諾の供与は、さらなる強制実施許諾の供与を除外しない。

第 27 条

- 1. 権限ある裁判所は、関係者の請求により、特許又は実用新案の権利者に対し、当該発明の実施又は他人への実施許諾の供与を禁止するか否かを検討する。
- 2. 権限ある裁判所は、強制実施許諾が国家緊急事態、極度の緊急事態又は公的な非商業的実施の状況に対処するために求められる場合には、本法第 24 条 1 項 (a) 及び (b) に従わなくとも許される。

第 28 条

強制実施許諾の申請は、権限ある裁判所に対し、特許又は実用新案の権利者を訴える訴訟の形で提出される。局に対しては、代理人を送るよう通知する召喚状が送達される。裁判所は、当事者に対して和解による合意を許可することができる。裁判所は、正当な理由があると判断する場合には、当該許可を延長することができる。

和解期間の終了にあたって、当事者が和解に到達できない場合、裁判所は、申請を検討し、強制実施許諾を供与するか否かを判断し、また強制実施許諾の供与が決定される場合、裁判所は、本法第 24 条に基づき、実施許諾の条件を述べ、かつ、特許又は実用新案の権利者に対して支払うべき報酬を定める。この決定は、他方の当事者及び、特別登記簿を更新するため、局に対して通知される。この決定は、必要な手数料の納付を受けて公報で公開され、また公開の日から第三者に関して拘束力を有することになる。

第 29 条

1. 大臣は、発明が公的利益のために必要である場合、第 24 条（ただし第 1 項の（a）及び（b）を除く。）の条件に従って、特許又は実用証により保護される発明を実施するための強制実施許諾の交付を承認することができる。
2. 強制実施許諾の供与についての大臣の決定又はその報酬額の査定は、大臣の決定が公報に公開された日から 60 日以内に権限ある裁判所に対して控訴することができる。

第 30 条

1. 先の出願に基づき与えられた特許又は実用証に付随する権利を侵害せずには、UAEにおいて、特許又は実用証により保護される発明の実施が不可能である場合、当該特許又は実用新案の権利者は、後の特許において請求された発明が先の特許又は実用証により保護されている発明の目的とは異なる工業目的のためのものであるか、又は、先の発明に対して著しい技術的向上を示すものである場合には、自らの発明を実施するために必要な範囲で、本法第 24 条第 1 項（c）に従って、請求により強制実施許諾の供与を受けることができる。
2. 2つの発明が同じ工業目的のためのものである場合、先の特許又は実用証の所有者に対して、その請求がある場合には、後の特許又は実用証に関する強制実施許諾を供与することを条件としてのみ、後の特許又は実用証の所有者に対して、強制実施許諾が供与される。
3. それにもかかわらず、当事者は、書面により何らかの合意に至ることができ、また当該合意について特別登記簿を更新するべく、局に対して通知することができる。

第 31 条

1. 強制実施許諾を供与した当局は、それを正当化し得る関連のある新たな発展があったことに照らして、特に特許又は実用新案の権利者が強制実施許諾の条件よりも優位な条件による実施許諾契約を申出る場合には、特許もしくは実用証の所有者又は強制実施許諾の保有者の請求に応じて、その条件を変更することができる。
2. 強制実施許諾を供与した当局は、ライセンサーが実施許諾供与の条件に従わない場合、又は実施許諾が供与された当初の理由がもはや存在しない場合、特許又は実用証の所有者の請求に応じて、当該実施許諾を取消することができる。ライセンサーは、この場合には、直ちに停止することにより相当な損害が生じることになる場合には、当該発明の実施を停止するために合理的な時間を与えられる。
3. 本法第 35 条及び第 36 条は、強制実施許諾の変更及び取消しに対し適用される。

第 32 条

1. 強制実施許諾及び関連する決定は、特別登記簿に記録し、また本法の施行規則に基づ

き必要な手数料の納付を受けて、公報に公開される。

2. 本法第 29 条に基づき交付された実施許諾は、当該発明が政府により実施される場合には、手数料を免除される。

第 3 節：特許、実用証又は実施許諾の譲渡及び取消条件

第 33 条

特許、実用証又は強制実施許諾の所有者は、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者に対し、書面により通知して、これを譲渡することができる。

譲渡は、特許、実用証又は強制実施許諾により与えられる権利の一又は複数に限定することができる。譲渡は、第三者が自己の権利を書面により譲渡していないことを条件として、第三者の権利を毀損してはならない。譲渡は、特別登記簿に登録され、また公報に公開された日から発効する。

第 34 条

利害関係者は、権限ある裁判所に対して、特許、実用証又は強制実施許諾の取消しを申請することができる。

特許、実用証又は実施許諾の所有者、局及びこれらのいずれかに関連して権利を有する者は、次の場合には、通知を受ける。

1. 特許、証明書又は実施許諾が、本法又はその施行規則に定める条件を充足せずに与えられた場合。
2. 特許、証明書又は実施許諾が、本法第 11 条に従って先の出願の優先日にかかわらず、与えられた場合。

取消しの申請は、特許、証明書又は実施許諾の一部に限定することができ、その場合には交付された決定は、与えられた権利を制約するものとみなされる。

第 35 条

本法第 31 条に従って、特許、実用証もしくは実施許諾の全部又は一部の取消しは、当該特許、実用証もしくは実施許諾が付与された日から発効するものとする。それにもかかわらず、所有者は、実施者又はライセンスが利益を得たことが実証される限りは、当該発明又は強制実施許諾の実施に対して受け取った報酬を返還する義務を有さない。取消しの決定は、特別登記簿に記載され、公報に公開される。

第 4 節：特定の発明に関連する規定

第 36 条

1. 特許もしくは実用証の所有者又はその法定承継人は、特許もしくは実用証の付与を受けた先の発明の改良又は修正について、追加の特許もしくは実用証を取得する権利を有する。追加の特許又は実用証の付与の申請は、元の特許又は実用証の申請と同じ方法により行う。追加の特許又は実用証により与えられた権利は、元の特許又は実用証による権利と同一とする。
2. 追加の特許又は実用証の存続期間は、同時に継続するのであり、すなわち、主たる発明の特許又は実用証の存続期間に相当する期間について継続する。それにもかかわらず、主たる発明の特許又は実用証の取消しは、必ずしも追加の特許又は実用証を取消さない。施行規則は、追加の特許又は実用証に関して年間に納付すべき料金を規定する。
3. 追加の特許又は実用証の申請は、特許又は証明証が与えられる前に、独立した特許又は実用証の出願に切り替えることができる。

第 5 節：国際特許出願

第 37 条

局（受理官庁、指定官庁又は選択官庁として）は、UAE の批准している特許協力条約に基づく国際特許出願を受理する。本法の施行規則は、これに関して遵守すべき条件及び方式を規定する。

第 38 条

局の提供するサービスに対して支払うべき手数料は、特許協力条約及び規則に従って定める。手数料は、国際特許出願の提出された日（国際特許出願の提出）の翌年から始まって毎年の初頭に特許出願について毎年納付する。出願は、出願人が出願日から 6 ヶ月以内に局に必要な手数料を納付しない場合には、放棄されたことになる。

第 6 節：ノウハウ

第 39 条

特許又は実用証により与えられた権利を損ねることなく、ノウハウは、すでに公開されているか、又は、一般に公知となっていない限りは、第三者による不法な実施、開示又は流通からの保護を享受する。保護の適格性を有するためには、ノウハウの所有者は、本法

の施行規則の定める方法により、ノウハウの構成要素の秘密を保護するために積極的な措置を講じなければならない。

第 40 条

独自の手段又は法的手段を通じ、ノウハウを取得する者は、別な者が、同じノウハウを取得している場合であっても、当該ノウハウを自ら使用し、又は、これを他の者に開示する権利を有する。

第 41 条

ノウハウ契約は、書面で作成しなければならないが、これに、様々な構成要素、これを使用する目的及び移転するための条件を記載しなければならないが、さもなければ、その契約は、無効とする。

ノウハウ契約は、本法の施行規則に定める発明の使用、譲渡、移転及び実施許諾供与のために適用されるものと同一の規則に従う。

第 42 条

その秘密な性質について認識していたか、又は、当該性質について過失により知らなかった者によるノウハウの要素の無断での使用、開示又は流通は、不法行為を構成する。

第 3 章

意匠及びモデル

第 43 条

意匠及びモデルの保護に関する本法の規定は、法律、UAE の加盟する国際協定及び国際条約に基づく道徳上の権利及び関連する技術的問題を損ねるものではない。

第 44 条

意匠又はモデルは、局が管理する特別登記簿への登録をもって、本法に基づき保護される。登録の申請は、本法の施行規則に定める方式及び料金ガイドラインに従って提出及び審査される。

第 45 条

保護の申請には、意匠又はモデルが、生産及び使用の観点から関連があり、かつ 20 件の意匠又はモデルを超えないことを条件として、一以上の意匠又はモデルを含めることができる。

第 46 条

本法第 11 条に定める先の出願に基づく優先権に関連する規定は、意匠及びモデルに適用される。

優先権主張のための期限は、最初の出願日から 6 ヶ月とする。

第 47 条

意匠又はモデルは、革新的又は新規でなければならず、また工業製品又は手工芸品の模様として用いられ、かつ UAE における公序良俗に反するものであってはならない。

第 48 条

大臣の決定により、意匠又はモデルに対し保護が与えられる。この決定及び意匠又はモデルは、必要な手数料の納付をもって公報に公開される。

利害関係者は、大臣の保護を付与する旨の決定について、公開の日から 60 日以内に委員会に対して控訴することができる。当該期限内に控訴がされない場合、本法の施行規則に基づき定められた登録番号及び登録日その他の情報を提示した登録証が、登録された所有者に対し送達される。

第 49 条

意匠又はモデルの保護の存続期間は、申請が提出された日から 10 年間とする。

第 50 条

本法第 49 条及び第 69 条に従って、本法第 14 条の規定は、意匠及びモデルに適用される。

第 51 条

本法に基づく意匠又はモデルの登録後に、所有者は、第三者に対して以下を禁止する権利を有する。

1. 物の生産において意匠又はモデルを使用すること
2. 意匠又はモデルに関連する物を輸入すること又はかかる物の使用、販売の申出もしくは販売の意図を持って加工すること

異なる状況において行われた行為、法的に保護された意匠又はモデルが使用される状況において行われた行為、あるいは、保護の対象となる登録意匠又はモデルとは異なる物の関係する行為に関して別途規定を定めることはできない。

第 52 条

登録申請の提出前に、本法第 51 条に定める活動をすでに善意により開始した者は、すで

に調達された物に関して開始したことを継続する権利を有するが、この権利は、当該活動が行われた企業と併せてのみ移転又は譲渡できるものとする。

第 53 条

意匠及びモデルは、本法第 7 条、第 9 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条並びに第 2 章第 2 節および第 3 節に従うものとする。

第 4 章

実施許諾契約

第 54 条

登録された所有者は、実施許諾の期間が本法に基づき定められた保護の期間を超えないことを条件として、自然人又は法人に対し、保護に基づく権利を使用する権利を与えることができる。実施許諾契約は、書面により行い、当事者が署名する。

第 55 条

実施許諾契約は、必要な手数料の納付をもって、保護の対象となる権利に関連する特許登記簿に記録及び記載される。実施許諾は、公報に公開された日から第三者に関連して拘束力を有するようになる。登録は、実施許諾契約の当事者の請求によるか、又は、取消しもしくは無効を宣言する命令によるか、又は、期限の終了をもって取消される。

第 56 条

実施許諾契約は、登録された所有者が自ら保護の対象を使用もしくは実施し、又は他の実施許諾を第三者に供与することを禁止しない。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

第 57 条

ライセンシーは、あらゆる地域において、かつ、あらゆる手段によって、法的保護の期間の間、UAE 全土で保護の対象を使用し、実施する権利を有する。ただし、実施許諾契約に別途の規定がある場合は、この限りではない。

ライセンシーは、保護の対象を侵害し、危険にさらし又は損害を与えることを阻止するために、登録されている所有者に与えられた権利を使用する権利も有する。ライセンシーは、登録されている所有者に対して、書留郵便により、侵害、危険を与える行為又は損害について通知する。登録されている所有者が、通知の日から 30 日以内に必要な行動をとらない場合、ライセンシーは、登録された所有者の側の過失もしくは不作為又は第三者の行

為によってであろうと、自己の被った損害に関して、損害を回復するために訴訟に訴える権利を有する。

第 58 条

事業が譲渡されるか、又は、その所有権が全部もしくは当該実施許諾を使用する部分に関して移転される場合を除いて、ライセンシーは、当該実施許諾を第三者に対して譲渡すること又はサブ実施許諾を供与することはできない。ただし、実施許諾契約に別段の規定がある場合は、この限りではない。

第 59 条

実施許諾契約、実施許諾契約の譲渡、保護の対象の所有権の移転、及びかかる契約の修正又は更新は、特許証書により与えられた条件、担保及び権利の遵守について局からの確認を受ける。

局は、関連する当局と調整して、当事者に対して、UAE において契約の対象に関連して、産業財産権の濫用又は自由な競争の侵害に係る契約の変更を要請することができる。当事者がこれに応じない場合には、局は、本法の施行規則により定める方法で、当該契約の承認及び登記簿への登録を拒否することができる。

第 5 章

仮の救済措置、違法行為及び罰則

第 60 条

登録されている所有者、又は、本法に基づく産業財産権の全部もしくは一部の移転を受けた者は、本法又は本法に基づき付与された契約もしくは実施許諾に違反する侵害又は違法行為の場合に、権限ある裁判所から、発明、意匠、モデル、企業又は前記のいずれの種類の産業財産権を使用又は実施する企業の一部に対する仮の差止め命令を求めることができる。保護の申請は、これに関する保護証書に適用されるものと同一の規則に従う。

第 61 条

仮の差押えを申請する者は、差押え命令に先立った裁判所の定める金額の保証金を提供する。差押えを行う者は、裁判所の命令の発令日から 8 日以内に実体訴訟を提起する。さもなければ、命令は、無効とみなされる。

被告は、この期日の終了の日、又は、差押えを行う者により提起された実体訴訟の棄却の最終判決の交付日から 90 日以内に、損害賠償請求を提起することができる。

当該の保証金は、差押えを行う者の訴訟又は被告が提起した損害賠償請求についての最

終判決が交付されて初めて現金化することができる。

第 62 条

他の法律により定められるより厳格な罰則に従って、特許、実用証もしくはノウハウを取得するために偽造文書を提出するか、又は、誤った情報を使用するか、又は、虚偽の陳述をした場合の処罰は、拘禁刑及び 5,000 ディルハム以上 10 万ディルハム以下の罰金刑、又は、そのいずれかとする。この処罰は、さらに発明、生産方法もしくはノウハウの一構成要素を模倣する者、又は本法により保護される権利を故意に侵害する者に対して、及び実際に関係する対象が意匠もしくはモデルである場合に適用される。

第 63 条

裁判所は、押収された物品をその時点で又はその後没収することを命じることができる。裁判所は、違法な行為の証拠、不正商標商品に使用された設備及び道具を破棄するか又は排除するよう命令することもできる。裁判所は、無罪となった場合であっても、前記のすべてを命じることができる。

第 6 章

産業財産局及び最終規定

第 64 条

「産業財産局」と称される局は、省に設置する。局及びその支局は、本法及びその施行規則の実施について監督する。

大臣は、局の活動及び局が本法と施行規則に定める任務を実施する方法を指定する決定を交付する。

第 65 条

局の官吏は、本法及びその施行規則の実施を監督するための司法検査官として行動する権限を与えられる。官吏は、在職中及びその後の何時であれ、自己の業務の過程で取得した機密情報又は雇用中にアクセスのできた情報を開示すること、又はかかる情報を自己の利益もしくは他人の利益のために公表又は使用することを差し控える。官吏は、個人的に、文書又は書類の原本又は複製を保持してはならず、また、在職中及び退職後 3 年間は、局に対する特許代理人としての任に就いてはならない。

第 66 条

1. 大臣は、決定により、法務イスラム相 (Minister of Justice, Islamic Affairs & Awqaf)

の指名する裁判官 1 名及び局の職員以外で本法の規律する産業財産権に関連する経験を有する者 2 名を長とする委員会を任命する。大臣は、委員会の書記官を任命又は指名し、書記官は委員会の議長に報告を行う。

2. 委員会は、本法及びその施行規則の実施との関連において行われた決定に対して、関係者から提出された控訴について審問及び決定を行う。施行規則は、委員会の活動、委員の報酬、控訴及び控訴に対する決定の手續、並びに、関連する手数料を定める。

第 67 条

委員会の決定は、委員会の決定に関する通知を受領して 30 日以内に、民事訴訟法に従って権限ある裁判所に控訴することができる。裁判所は、紛争中の対象に関する専門家を任命し、局に助言を求めることができる。

第 68 条

本法の施行規則は、局における特許代理人の職業について規定し、また、代理人が充足すべき要件、その任務、特許代理人の登録簿への登録料及び取消条件を定める。

第 69 条

本法の施行規則は、本法及びその施行規則に基づき提供される業務に対して局の課す手数料を定める。

第 70 条

2005 年 1 月 1 日実施。特許又は実用証は、本法及びその施行規則に定める条件を満たす医薬品の分野における化学発明について利用可能となる。

第 71 条

本法第 70 条に従って、局は、以下に基づき、医薬品の分野における化学発明に対する特許出願を引き続き受理する。

1. 出願は、受理された順番に、各場合に依りて、特許又は実用証の登録簿に登録される。登録簿には、本条に従って出願が登録された旨を表示して登録する。
2. 出願は、ガイドラインに従って、本法及びその施行規則の規定通りに、当該の物が真正な発明であるかどうか、及び優先権があるかどうか立証されているかについて審査する。
3. 前記の種類の出願の対象を保護するために、世界貿易機関の加盟国のいずれかにおいて特許が交付され、かつ出願人が当該国において自己の物を市販するために実施許諾を取得するにいたる場合、出願人は、UAE の関連当局から自己の物を市販するために実施許諾の交付を受けた日から、当該の物を市販する排他的権利を有する。

4. 出願人は、5 年間、又は製品特許が付与又は拒絶されるまでのいずれか先の期日まで UAE において物を市販するための前項に基づく排他的権利を有する。

第 72 条

内閣府は、大臣の提案に基づき、職権の説明、本法の実施に関連する権限を委任される当局の地位及び規則、並びに登録と出願審査手続の説明及び提出の必要な情報及び文書、手数料及び経費、公告料、及び本法の実施に必要なすべての規則及びガイドラインを含む、本法の施行規則を公布する。

第 73 条

1992 年の連邦法第 44 号は、本法の規定に違反又は抵触する規定と同様に破棄される。

第 74 条

本法は、連邦官報に公布され、公示日から発効する。

ザイド・ビン・スルターン・アールナフヤーン

UAE 大統領

アブダビの大統領府において私が 2002 年 11 月 19 日に発行した。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル 中東編

[著者]

〈UAE およびサウジアラビア〉

Al Tamimi & Company, United Arab Emirates

〈イラン〉

Law office of Albert Bernardi,

Dr. Albert Bernardi

日本貿易振興機構

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2009 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2009 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。